

しろあとだより

第9号
2014年10月
高槻市立
しろあと歴史館

明治時代の『東摂城址図誌』と西天川の高槻城

― 戦国期の付城跡か、旧有力庄屋層の屋敷地か ―

中西 裕樹

はじめに

『東摂城址図誌』(図1。以下『図誌』と略)は、明治十年代前半(一八七八〜八二二)の大阪府下(豊嶋郡を除く)における古城跡の図集であり、大阪府立中之島図書館が所蔵する(1)。編者の東城免幾雄という人物は不詳であるが、作図法や記入される情報に幾つかのパターンがあるため、複数の人間による調査、作成した成果を編者が取りまとめたものかと思われる。掲載の城跡は四十五か所に及び、「高槻城跡」も収録されている。

『図誌』は戦国期の城跡を対象とし、明治維新まで存続した高槻城の掲載は不可思議に思える。ただし、『図誌』の高槻城は一見して近世高槻城ではなく、理由は不明であるが「在嶋上郡西天川村字小島ノ内」を描く。

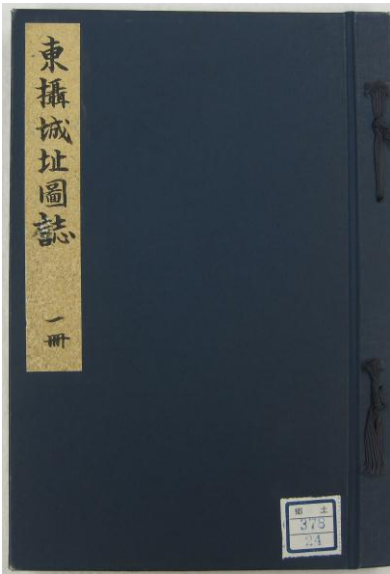


図1 『東摂城址図誌』
(表紙。大阪府立中之島図書館蔵)

西天川とは高槻の南東に摂した低地の村であり、これまでに城館跡は確認されていない。そこで、小文では歴史的背景をふまえながら、『図誌』が西天川の「小島ノ内」を高槻城とした理由を

目次

「明治時代の『東摂城址図誌』と西天川の高槻城	
「戦国時代の付城跡か、旧有力庄屋層の屋敷地か」	中西裕樹 …… 1
「江戸時代中後期の高槻藩分限帳(高階家文書)について」	西本幸嗣 …… 5
「史料紹介『樋口家由緒書』について	
「別所村領主・樋口氏に関する試論」	芦原義行 …… 11

考えてみたい。

一 『図誌』高槻城の位置

『図誌』の高槻城については、中村博司氏が「高槻砦」の名称で大正十一年(一九二二)の『大阪府全志』「大字西天川」の項にみえる「高槻堡」に比定している(2)。「大阪府全志」の一文は、次のとおりである(3)。

字古高槻は永禄十一年和田伊賀守惟政の築きし高槻堡のありし所に於て、地名は之に因みて起れりといふ。即ち今の高槻町の大字高槻城に對せしものならんか。後大津傳十郎亦此に據りしも、ついで廢城となれりと。今は湟塹變じて田疇となり、周圍拾六間、用水井路に内濠・外堀などいへる名を殘せるのみ。

また、享保二十年(一七三五)の『摂津志』には「故高槻堡」として「在西天川村始和田伊賀守終大津傳十郎」とある。和田惟政とは足利義昭の有力武将であり、永禄十一年(一五六八)の上洛後は畿内の拠点城郭である芥川城(芥川山城跡。本市原)に入った。翌年には拠点を高槻城へと移すが、この城が近世高槻城の地であることに疑いはない。発掘調査によつて元龜四年(一五七三)以降に和田氏を追放し、城主となった高山氏らによるキリシタン墓地が確認されたことなどの論拠も数多い。また、大津長昌(伝十郎)とは織田信長の有力側近で、天正六年(一五七八)の荒木村重の挙兵時に「高槻城御番手」となるが、翌年に城内で死去した人物である(4)。したがつて、『大阪府全志』の一文は、ほぼ誤りである。ただし、大正十一年以前に堀や城に関する伝承があったこと、そして高槻城に対する城、つまり攻撃する側の付城との解釈が可能である点は一考を要するだろう。

まず、字名「古高槻」であるが、慶長十年(一六〇五)の摂津国絵図には近世高槻城が所在する「高槻」の南東に「小高槻」という集落が描かれ、

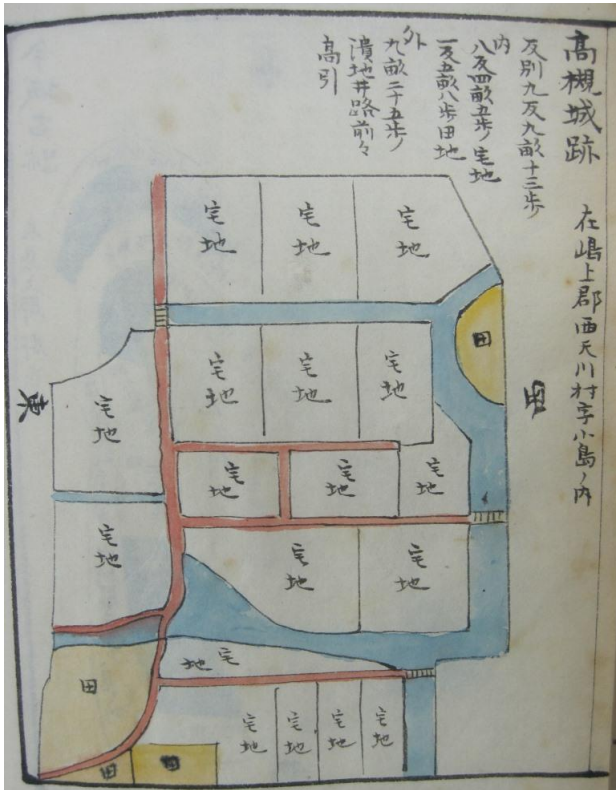


図2 『東撰城址図誌』の「高槻城跡」(上が南)



図3 昭和33年調整「高槻市地籍図」(部分。当館蔵をトレース)

元文二年(一七三七)にも在所名として確認できる(5)。西天川村の前身であり、字名「古高槻」の由来であろう。『図誌』の高槻城は、図2のように、中心に北・西・南を水路で囲まれた約五〇〜七〇メートル四方の八筆の宅地を描く。一部の水路は拡幅し道に架橋がなされるが、この形状は図3の昭和三十三年(一九五八)調整の「高槻市地籍図」の西天川小字高ノ内と一致し(6)、現状でも区画や雰囲気が残る。「高槻市大字・小字図」(7)に小字「小島ノ内」は確認できないが、この西隣に小字「西ヶ島」がある。近世初頭の在所「小高槻」の読みは西天川村の字「故高槻」

「古高槻」の文字をあてられ、やがて「小高ノ内」へと転訛し、これを『大坂府全志』が「小島ノ内」に誤ったものと思われる。

二 高槻城の付城について

高槻城への付城は、元龜二年(一五七一)に事例が確認される。続いては、この付城が西天川周辺に設けられる条件があったか否かを確認したい。

元龜二年の畿内では、三好義継と松永久秀が足利義昭・織田信長方から離反し、敵対していた本願寺、三好三人衆方に通じた。高槻城の和田惟政は、兩名が拠点を置く大和・河内国方面から摂津への進出を図る三好・松永方と対峙する。五月になると、松永方が安見右近を和田方に通じたとの理由で切腹させ、交野城(私部城。大阪府交野市)を攻撃した(8)。六月六日付で久秀は惟政が「六七百にて川をこし、少々所々煙をあげ、はや引申候」「交野表あい儀の衆心安候」と報じており(9)、淀川を渡って片野へ向かった惟政の救援は失敗したようだ。同月十日、惟政は淀川(神崎川)の港がある吹田(大阪府吹田市)を攻めて首五十七を取り(10)、二十三日には桜塚善光寺内牛頭天王社(大阪府豊中市)に禁制を出した(11)。惟政と三好・松永方との間では、淀川付近で勢力が競合したのだろう。

そして、七月十二日には「津州表へ城州出陣之由候、シノ原も罷越由也、高付表二付城二ツ仕、自其木津表へ打寄、付城二ツ用意候由也」と久秀(城州)が阿波の篠原長房と摂津へ進出し、高槻(付)城や足利義昭方となった南山城の木津氏の木津城(京都府木津川市)攻めの付城を設けた(12)。翌々日の十四日には「松城義継ヲ同道シ、撰州和田力城へ可取寄之通出陣云々」と久秀と三好義継が摂津へ惟政の城攻めに出陣したという。八月四日、松永方は大和国で筒井氏らに大敗したが、同月二十八日の白井河原の合戦において、惟政は池田方の軍勢と戦って敗死した(13)。

しかし翌九月以降も緊張は継続し、同月九日「撰州表之儀、兵部卿沙汰、先刻自城州書状金吾へ参候趣、信長よりサクマ以、高付城之表陣クツロケ候へ、其上にて城之儀者可被渡敷之由候間、今日九日ニ枚本・三島江迄陣之クツケケ候」と高槻城は松永勢の攻撃を受けたが、義昭家臣の細川藤孝や信長家臣の佐久間信盛の働きかけで軍勢は淀川べりの柱本・三島江(いずれも高槻市)まで撤退した(14)。二十四日には義昭方の明智光秀勢、その翌日には義昭の奉公衆が高槻に向かうが(15)、十月九日には三好三人衆ら

が三好義継を高槻城に入れようとしたという(16)。

三好・松永方は、淀川を越えて高槻の南部方面から軍を進めたとと思われる。このため、攻城用の付城を設ける際には、高槻城以南である可能性は高い。付城と攻撃される城と間の距離について、例えば天文二十二年(一五五三)に三好長慶が芥川城・芥川山城跡。本市原攻めに築いた帯仕山城との間は、中心部間の直線距離で約六〇〇メートルである。これは山城の事例であり、自然の遮蔽物がない平城である高槻城では距離が伸びる可能性も高いが、比較的至近距離であったと考えると良いだろう。

『大阪府全志』の「高槻堡」の記述は、和田惟政による高槻城攻撃の付城とも読めるが、高槻城の南東にあたる西天川の小字「小高ノ内」と高槻城の間は直線で約八〇〇メートルであり、三好・松永方の付城と解釈しても不自然ではない。『図誌』が描く西天川の高槻城の可能性として、戦国期の高槻城攻めの付城である可能性を想定したい。

三 明治時代の「小高ノ内」

次に『図誌』が編集された明治十年代前半における「小高ノ内」の土地利用から、西天川の高槻城を考える。中世城館跡のうち、特に約五〇メートル四方の平地城館跡については、現在も戦国期の築城主体である土豪層の子孫が居宅とする事例が見受けられるためである。

『図誌』が描く八筆の宅地の中には、礮村弥右衛門家の屋敷が存在していた(17)。礮村家は、戦国時代に和田氏の家臣であったとい(18)、近世初期には小高槻(西天川)の有力農民であった。近世前期の西天川において、庄屋役は城下の高槻村(馬町)に居住する特定の家がつとめる一方、同家は年寄役であり、在村の者が庄屋役に成りえない原因の一つには村落内で階層差が生じるだけの財産蓄積がなかったためと考えられている。この点をふまえると、戦国期の西天川において特定の家が城館を構えた可能性は低い。つまり『大阪府全志』が伝える城跡伝承や「内濠」「外堀」の呼び名については在地勢力の城館ではなく、外部勢力による付城との解釈の傍証に成り得る。西天川の高槻城は、戦国期の礮村氏が築いたものとの解釈は成立しにくい。

ただし、西天川周辺地域にとって、近世中期以降の礮村家は有力百姓以上の存在であった。この点は明治段階の「小高ノ内」、つまり西天川の高

槻城を考える上では視野に入れる必要がある。

四 明治の旧有力庄屋層と城館跡

近世後期の礮村弥右衛門家は大地主であり、特に元文寛延年間(一七三六〜五一)と弘化慶応年間(一八四四〜六八)、また明治になっても土地を大きく集積した。この間に同家は庄屋株を買い取り、安永五年(一七七六)に従来の家格を越えて庄屋役に就く。この背景には商品経済の発展という社会変化や低地での水損に伴う個別百姓の負債などに起因し、西天川に特定の家が成長を遂げるだけの条件があった。明治初期の当主は礮村義三であったが明治三十五年(一九〇二)に死去し、やがて当主に就いたのが初代高槻市長をつとめた礮村弥右衛門(修次)である(19)。弥右衛門は同所で明治二十三年に生まれ(20)、大正八年(一九一九)に大阪府議会議員に初当選し、昭和六年(一九三二)に初代高槻町長、同十八年に初代高槻市長に就任するなどの高槻を代表する地方名望家であった。

同じく旧庄屋層から名望家となった家に、芥川村の岸田家がある。同家は戦国期の国人芥川氏の系譜を引くとされ、宝暦年間(一七五一〜六四)に庄屋に任じられ、十九世紀初頭にその地位を固めた(21)。明治初期の当主は岸田常次郎(照正)で、明治二十二年(一八八九)の芥川町制施行と同時に村会議員となった(22)。興味深いのは、「芥川家由緒書写」の常次郎の父・駿藏(照成)の事跡で、「晨受旧高槻蕃(ママ)之命以為郷筒頭、則所居地称殿垣内、蓋古城趾也故云始当開大阪府会被選出以病不果任而辞矣」とある(23)。岸田駿藏は明治十二年(一八七九)の初の府議会議員選挙の翌年、四十三歳で亡くなっている。郷筒頭とは十八世紀後半に高槻藩が在村の人々を編成した「郷筒」の長で、複数の村々を束ねた(24)。当時は西洋列強の進出に備えて国内各藩が軍制改革と軍備の拡張を図った時期にあたる。なお、嘉永六年(一八五三)の郷筒頭には、八つの村を束ねる礮村氏がいた。この郷筒頭と府議会議員という社会的立場の間に、岸田家の由緒書は住居に「殿垣内」と称す古城跡の由緒を記述している。

戦国時代の芥川では、延徳三年(一四九二)に守護細川京兆家が西国街道の芥川宿周辺に家屋を整備し(25)、永正二年(一五〇五)には家臣の能勢頼則が連歌師の柴屋軒宗長を「芥川の城」に招いた(26)。芥川宿周辺に所在した城の可能性は高いが、発掘調査を含めて確認できていない。この後、



図4 『東撰城址図誌』の「芥川城跡」

流布した寛延元年（一七四八）の「攝津國名所大繪圖」で芥川山城跡に城の記号と城山という集落に書き入れるが、天保七年（一八三六）の同絵図では芥川村に「芥川氏ノ古城」の記入が加わり、図4の『図誌』では殿垣内や周辺が城跡として紹介されている。

礪村家、岸田家は、近世後期の庄屋家から近代の地方名望家となり、ともに明治期にその屋敷地は城跡と認識された。西天川には戦国期の高槻城攻めの付城、芥川には戦国期初頭の城館が存在した蓋然性があり、両家の屋敷地はまさに城館跡を踏襲したのかもしれない。ただし、いずれも城館の所在地は不確定である。高槻廢城直後の明治十年代前半に『図誌』は西天川の「高槻堡」を「高槻城」としたが、これは単純な文字の誤りとは思われない。また岸田家の由緒書では、幕末、明治の当主の社会的立場と城跡の由緒を併記していた。『図誌』が西天川の高槻城を掲載した背景には、当時の名望家に連なる旧有力庄屋層に対し、その屋敷地を城跡として積極的にとらえようとする意識があったことも想定してみたい(28)。

おわりに

小文では、明治十年代前半の近世高槻城ではなく、『図誌』が掲載した西天川の高槻城を取り上げた。その理由として、戦国末期の高槻城攻めの付城、近代における旧有力庄屋層の屋敷地への認識という2つを考えてみた。これは双方が一致する可能性がある一方、いずれも類推の域をでない。

引き続き、近世以降に語られる城館跡を歴史的事実と地域社会の動向の中からとらえる作業を意識したい。

【注】

- (1) 中村博司「東撰城址図誌」解題(同編『よみがえる茨木城』、清文堂出版、二〇〇七年)。
- (2) 中村博司「高槻砦」(『日本城郭大系』12、新人物往来社、一九八一年)。
- (3) 井上正雄『大阪府全志』巻三(一九二二年)。
- (4) 拙稿「織田信長・豊臣秀吉と高山右近」(拙編『高山右近 キリシタン大名への新視点』、宮帯出版社、二〇一四年)。
- (5) 「慶長十年撰津国絵図」は西宮市立郷土資料館蔵。高槻市立しろあと歴史館『大阪のお城がわかる本』(二〇一四年)を参照。「礪村家文書」二文二二已十一月 辻子村八左衛門銀子預り証文(中部よし子「高槻近郊農村における地主制の形成」礪村家文書紹介をかねて)「郷土高槻叢書第十一集、高槻市教育委員会、一九五八年)。
- (6) 当館蔵。地目は記載されていないため不明である。
- (7) 『高槻市史』第三巻史料編一付録(一九七三年)。
- (8) 『二條宴乗記』元龜二年五月十一日条『ビブリア』第五四号、一九七三年)。
- (9) 『信貴山文書』「松永久秀書状」(元龜二年六月六日付)『大日本史料』第十編之六)。
- (10) 『言継卿記』元龜二年六月十一日条、『元龜二年記』元龜二年六月十一日条(『大日本史料』第十編之六)。
- (11) 『原田神社文書』「和田惟政禁制」元龜二年六月二十三日付(『高槻市史』史料編一)。
- (12) 『尋憲記』元龜二年七月十二日条(『大日本史料』第十編之六)。
- (13) 白井河原の合戦については、拙稿「高槻城主 和田惟政の動向と白井河原の合戦」(高槻市立しろあと歴史館『しろあとだより』7、二〇一三年)を参照された。
- (14) 『尋憲記』元龜二年九月九日条(『高槻市史』史料編一)。
- (15) 『言継卿記』元龜二年九月二十四日・二十五日条(『高槻市史』史料編一)。
- (16) 『二條宴乗記』元龜二年十月九日条『ビブリア』第五四号、一九七三年)。
- (17) 以下、特に注記が無い場合、礪村家については注5中部文献の成果に拠った。
- (18) 宇津木秀甫「礪村弥右衛門伝」(私家版、一九八四年)。
- (19) 以下、特に注記が無い場合、礪村弥右衛門の事跡については注18文献の成果に拠った。
- (20) 赤松吉雄「高槻町全誌」(高槻町全誌刊行会、一九三二年)の「礪村弥右衛門」の項。
- (21) 岸田敏馬編「芥川村史資料」(私家版、発行年不明)、『岸田家旧蔵高槻市役所蔵文書目録』高槻市史料目録第二号(高槻市役所、一九九〇年)。
- (22) 注20赤松文獻の「岸田常次郎」の項。
- (23) 注21岸田文獻。
- (24) 高槻藩の郷館については、千田康治「幕末における高槻藩の軍備」(『西洋流と郷館』(高槻市立しろあと歴史館「幕末 京都をめぐる雄藩と高槻」、二〇一〇年)を参照された)。
- (25) 『後法興院政家記』延徳三年正月廿五日条(『高槻市史』史料編一)。
- (26) 『宇津山記』永正二年正月(『高槻市史』史料編一)。
- (27) 明治十二年「芥川村村誌」では城跡の「候補地を「山城垣内」とするが、該当の小字は村誌一覧に確認できない。『明治初期村誌集編』高槻市史資料集一、高槻市、一九七二年)。
- (28) 城跡は歴史的事実だけでなく、存在は後世の人々の生活に関わる物として機能した。江戸時代末期の旧家は、古城跡と祖先の居所を結ぶことで由緒とし、家格を表示する意味もあり、山論等に際して境界を主張するために城跡の由緒が創出されることもあった。松岡進「新編武蔵風土記稿」にみる古城と近世社会」(『中世城郭研究』11、中世城郭研究会、一九九七年)、馬部隆弘「城館由緒の形成と山論」(『城館史料学』2、城館史料学会、二〇〇四年)。

江戸時代中後期の高槻藩分限帳（高階家文書）について

西本 幸嗣

藩の分限帳は、藩の職制や家臣数、藩政の実態を知る上で基礎史料となる。本号で紹介する分限帳は、高槻藩の家老格にあたる高階家に伝来した史料である。高階家は歴代の藩主に仕え、家老を補佐する役職・中老などの要職に就いた家柄である。幕末には、漢詩人で有名な藤井竹外を師事した高階春帆を輩出している。

本史料は、半横帳形式で縦一五・〇cm×横二〇・五cm。厚手の紙を台帳にしたもので、家臣名と役職・家禄を記した短冊状の紙片を貼り付けてまとめている。これは家臣名や役職が代わると、貼り替えたり、追加したりできるようになっていて、作成年代は未詳であるが、表紙裏に後筆で「宝暦十一年ヨリ（以下略）」や帳面中ほどに「天保二辛卯（以下略）」などの貼り紙があることから、江戸時代中後期にわたって、家臣団の把握や活用で使用された。帳面作成の当初は、中老の高階多助が、家臣を把握するために所持していたものと考えられる。

さて、本号で紹介する部分は、家老を筆頭に旗奉行や鍵奉行・使番などの戦時での重要な職掌から、藩主の庶務一般を司る用人・近習目付、医師・納戸までの家臣を紹介する。本分限帳の特色として、まず役職順に並べられていることである。以前に紹介した江戸時代前期の分限帳「御当古分限帳」は(1)石高順に列記された比較的簡単なものであったが、本史料は役職ごとにまとめられ、貼り付けられる余白も十分にとっている点が興味

役職名	人数
家老	4
中老	1
旗奉行	17
鍵奉行	1
郡奉行	2
町奉行	1
取次	1
大目付	5
使番	6
京留守居	11
土砂留	8
給人	2
弓奉行 武具奉行	2
給人	62
代官	6
用人	8
近習目付	11
医師	7

本号で翻刻紹介した役職一覧

深い。

また、同役職に数名が所属して家格・家禄（給米）の違いがあり、職内で序列が決められていたと考えられる。また、給米とは別に、上位の役職に就いた場合は「役料」が支給されており、対象者は朱色の●印が付けられている。高槻藩における職制について、職務間の支配関係は明確ではないものの(2)、本史料は役職別に組織された家臣団編成状況を知るには、好史料であり、今後、活用されることを期したい。

なお、本号の後半部分は、無高で扶持米支給の下級家臣や足軽などを列記されており、次号に掲載する予定である。

【翻刻】

（表紙文字なし）

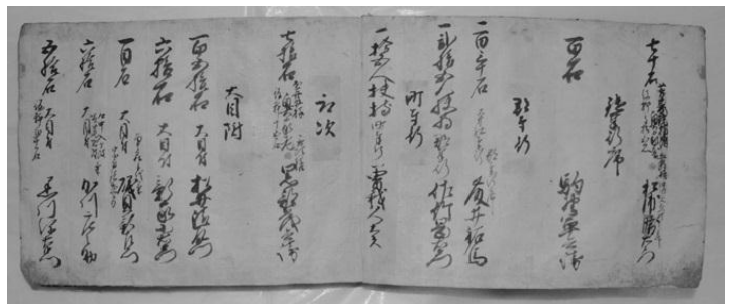
（後筆）

「宝暦十一巳年ヨリ

- 一 高槻表御役料、同心給、丸二御預り
- 一 江戸表同心給、右同断
- 一 江戸表御役料、御仕着代、割合之通、米二而三万返之、御預り

家老

- 三百石 同心給銀十枚 須長七郎兵衛
- 三百石 家老役 長田岡次郎
- 三百五拾石 同心給銀拾枚 仁平 蒞
- 三百石 深 山藤五郎左衛門



高槻藩分限帳（高階家文書、しろあと歴史館蔵）

中老

近習支配

式百石 中老

御勝手向兼帶

高階多助

百石

鎗奉行席

役料高拾五石

駒野軍兵衛

旗奉行

御先手者頭兼帶

式百石 旗奉行

百三十拾石

百三十石

百貳拾石

百貳拾石

郡奉行加役 役料御預り

桑田左衛門

小倉藤左衛門

高津宇兵衛

堀内半右衛門

関弥一右衛門

関伊八郎

田中与一右衛門

橋本文太夫

柘植太郎左衛門

者頭席

京留守居

田村半太夫

衣服料銀十枚

者頭席 留守居加役

竹内又助

役料五拾石 衣服料銀五枚

者頭 金万定記

芳寿院指附 者頭格 仲田文左衛門之席

郡奉行

一百三十石

一貳拾五人扶持

郡奉行

町奉行

一拾五人扶持

町奉行

取次

おきい様

七拾石 奥家老

役料十五石

大目附

百五拾石

六拾石

百石

大目付

大目付

大目付

大目付

大目付

大目付

大目付

大目付

大目付

郡奉行席

寺社奉行

郡奉行

町奉行

町奉行

取次詰

取次詰

大目付

大目付

大目付

大目付

大目付

大目付

大目付

大目付

大目付

大目付

大目付

大目付

大目付

大目付

大目付

藤井祐馬

佐竹岡右衛門

曾我人太夫

曾我人太夫

岡部茂兵衛

松母清左衛門

新家小右衛門

磯貝新左衛門

兼

加川庄之助

兼

兼

兼

兼

兼

兼

兼

兼

兼

兼

兼

兼

七十石

奥家老

●松浦勝右衛門

五拾石

大目付

黒川弥右衛門

役料貳十石

使番

百五十石 鶴之間番

一高百七拾石 使役

一高百石 使役

高百五拾石 使役

高百七十石 使番

高五拾石 使番

役料十五石

百石 鶴間御番

百石 鶴間御番

五拾石 同

拾五人扶持 同者

同

近習目付之席

廣間番

近習目付之席

廣間番

近習目付之席

廣間番

桃井定之丞

中津川弥兵衛

中川壮右衛門

伊藤正藏

福田藏右衛門

宇野関記

山藤恵助

京留守居

土砂留
堤奉行

寺社奉行

拾人扶持

伊藤清右衛門

七拾石 宗旨役

寺社奉行

松下彦左衛門

元

下屋敷目付

拾人扶持

土蔵役 金払役兼

山本浅七

高五拾石 下屋敷目付

宗旨鉄砲方

江村平兵衛

元

普請奉行

五拾石

元

役料三人扶持

●市川清蔵

鶴之間

土蔵役・金払役兼

拾人扶持

桂川彦兵衛

高百四拾石 用人格

鷹松重郎兵衛

元

普請奉行

百石 鶴間御番

須長幸右衛門

拾人扶持 普請奉行・土蔵役
元ノ

加藤次郎兵衛

百七拾石
百七拾石
六拾石
百石

同
廣間番

● 片岡弁弥
田中丹下
● 杉田平蔵
酒井又右衛門

拾人扶持 金弘兼
元ノ席
広間番

山本十五右衛門

高八拾石
五拾石
五拾石
五拾石

廣間番

久徳仙大夫
岩瀬久太郎
大藪彦弥
堀場十郎右衛門

拾人扶持 普請奉行・土蔵役
元ノ
金弘兼

熊田要助

七拾石
高九拾石
九拾石
百石
百石

● 飯野要助
山田恒之進
池田孫大夫
幸野行右衛門

金七兩三人扶持 給人

元ノ
仕着代
宮城彦太夫

七拾石
七拾石
五拾石
五拾石

廣間番
大学縁付
廣間番

● 沖田要左衛門
山田源蔵
辻村弥助

金七兩四人扶持 馬役
元ノ次席

土屋市助

七拾石
五拾石
五拾石
五拾石

年行事役

堀内辰之進
上野刀之助
白井次郎左衛門

弓奉行 金弘
武器奉行

五拾石 武器役
五拾石 武器役
役料銀三枚

小泉甚弥
高木丈太夫

五拾石
百拾石
拾人扶持
拾人扶持
一拾人扶持
拾三人扶持

馬役
役料金三兩

● 坂 善八
鷲尾左間太
中村与左衛門

給人

高八拾石

井口門弥

拾人扶持
拾人扶持

● 中野壮弥
筒井蔵太
猪井清兵衛
関 久右衛門
稲垣郡右衛門

拾人扶持 羽田駒五郎
拾人扶持 堀井林太夫
拾人扶持 藤林卯之助
拾人扶持 森本弥太夫
八拾石 馬役□□
百石 小川半左衛門
八人扶持 福田伴右衛門
拾石三人扶持給人 安達文治
御廣間番 乾官兵衛
拾人扶持 竹嶋小太郎
八人扶持 服部隼太
九人扶持 小川忠次郎
拾人扶持 市川五左衛門
五拾石 ●高橋政之丞
五拾石 小沢甚兵衛
十人扶持 奥田喜六
拾人扶持 馬役 三嶋熊之助
九両三人扶持 沢村新助
八石三人扶持 廣間番 給人 水谷藤次郎
八拾石 千馬重平次
八人扶持 飯尾勇治
四拾石 ●佐藤乙助
九人扶持 廣間番 総嶋与市
拾人扶持 中村勘五郎
九両三人扶持 川嶋四五右衛門
拾人扶持 給人 小野彦助
米拾石三人扶持 給人 小沢磯左衛門
米拾石三人扶持 北嶋弥左衛門
高百廿石 服部金藏
高五拾石 武井半平

代官

拾人扶持 給人 代官

拾人五人扶持 廣間番

拾式石三人扶持 代官

拾式石三人扶持 代官 堤奉行加役

拾式石三人扶持 代官 堤奉行加役

拾式石三人扶持 代官 堤奉行加役

拾式石三人扶持 代官 堤奉行加役

拾式石三人扶持 代官 堤奉行加役

拾式石三人扶持 代官 堤奉行加役

拾式石三人扶持 代官 堤奉行加役

拾式石三人扶持 代官 堤奉行加役

拾式石三人扶持 代官 堤奉行加役

拾式石三人扶持 代官 堤奉行加役

拾式石三人扶持 代官 堤奉行加役

拾式石三人扶持 代官 堤奉行加役

拾式石三人扶持 代官 堤奉行加役

拾式石三人扶持 代官 堤奉行加役

拾式石三人扶持 代官 堤奉行加役

拾式石三人扶持 代官 堤奉行加役

拾式石三人扶持 代官 堤奉行加役

拾式石三人扶持 代官 堤奉行加役

拾式石三人扶持 代官 堤奉行加役

拾式石三人扶持 代官 堤奉行加役

拾式石三人扶持 代官 堤奉行加役

拾式石三人扶持 代官 堤奉行加役

拾式石三人扶持 代官 堤奉行加役

拾式石三人扶持 代官 堤奉行加役

拾式石三人扶持 代官 堤奉行加役

一 円廟御家督ヨリ四年目ニ当ル
天保二辛卯ヲ隔ること七十有一年

池尻喜内

杉浦七右衛門

中林清次郎

松岡太兵衛

岩井九助

宮本新七

吉澤八弥

御勝手向

支配御勝手御用兼

御勝手御用兼

御勝手御用兼

御勝手御用兼

御勝手御用兼

御勝手御用兼

御勝手御用兼

御勝手御用兼

御勝手御用兼

御勝手御用兼

御勝手御用兼

御勝手御用兼

御勝手御用兼

御勝手御用兼

御勝手御用兼

御勝手御用兼

御勝手御用兼

御勝手御用兼

御勝手御用兼

御勝手御用兼

三百五拾石

中小姓歩行支配

用人

● 沢田□清

百二拾石

用人

● 中村只右衛門

中小姓歩行支配

中小姓歩行支配

● 猪瀬元治

百式十石

用人

佐野茂左衛門

近習目付

金七両二人扶持

近習

吉沢倉蔵

取次格

醫師

衣服料

高七拾石

近習目付

沢田庄兵衛

役料十五石預り

拾五人扶持

菊地崇泉

取次格

拾五人扶持

井上道庵

高百石

近習目付

箕浦六蔵

取次格

七拾石

薬種料金五両

混谷元瑞

百五拾石

近習

和気吟涌

五拾石

薬種料金五両

増田玄龍

百五拾石

大濱□之進

大濱□之進

五拾石

小池文四郎

小池文四郎

百石

恒岡治部左衛門

一五人扶持

醫師

井上玄昌

給人

一拾人扶持

松井玄也

納戸

● 小林定之進

五拾石

武具方

● 小林定之進

給人

● 小林定之進

給人之席

● 小林定之進

八両三人扶持

祐筆

● 伊藤喜兵衛

役料金貳両

【注】

(1) 江戸時代前期の高槻藩分限帳については、「高槻藩永井家の分限帳について(一)」「しろあとだより」第6号、二〇一三年三月、高槻市立しろあと歴史館、「史料紹介 高槻藩永井家の分限帳『御当家古分限帳』について」『しろあとだより』第8号、二〇一四年三月、高槻市立しろあと歴史館で翻刻・紹介した。
(2) 『高槻市史』第二巻本編(一)九八四年、高槻市。天坊幸彦氏の図示した「高槻藩の職制」(『高槻通史』)を引用する。

史料紹介『樋口家由緒書』について

別所村領主・樋口氏に関する試論

芦原 義行

はじめに

本稿で検討する樋口(ひのくち)氏は、別所村(本市大字別所)にて一三四石余の知行を有し、久左衛門と代々名乗った。『高槻市史 第二巻』(1)では、「寛政重修諸家譜」に見られないため御家人と推測する。正保二年(一六四五)の『大名並旗本記』(2)には、幕府の御能役者・観世流に属する大鼓役者として、「樋ノ口半四郎」が記されており、旗本であったことが分かる。『文化武鑑』からは、「西のくほ」(西久保・現在の東京都港区カ)に住する大鼓役者・樋口久左衛門を確認できる。『安永武鑑』では、御目見以上の人物に「●印」を付しているが、樋口久左衛門には見られないため、旗本から御家人になったと思われる。同名は『慶応武鑑』にも記され、幕末まで大鼓役者として活躍した家であったことが分かる。

さて、この樋口家の由緒を記したものと考えられる史料が、『樋口家由緒書』(図1)。以下『由緒書』と略である。本史料は、『高槻市史 第二巻』樋口氏の項において、『森脇家文書』として紹介されたが、現在は所在不明である。

由緒書の内容には、一部混乱が見られるが、本稿では、写真版による史料翻刻とその内容を紹介する。併せて高槻における樋口氏の動向について試論を行う。

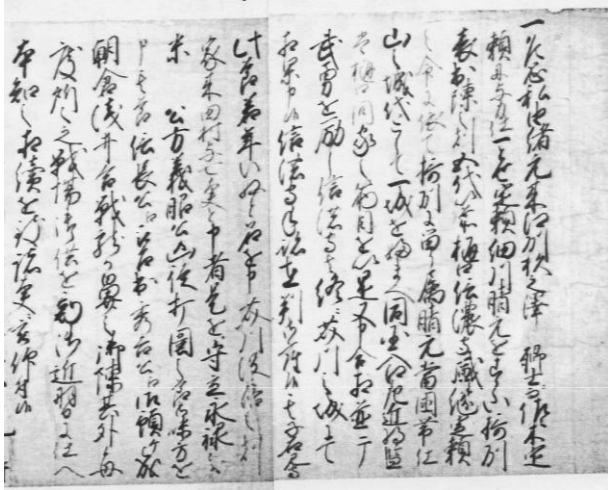


図1 写真版『樋口家由緒書』(部分)

一 『樋口家由緒書』(森脇家文書)について

本史料の前半部は、樋口信濃守盛継から嫡子石見守、孫の甚七までの事跡を記したもので、後半部は樋口家に伝来する文物の目録である。本由緒書の作成者は、盛継から数えて五代後の久左衛門である。成立年代は判然としないが、作成者から十七世紀後半頃と推測できる。

以下、『由緒書』より樋口家の事跡を整理する。元々樋口氏は、近江国杉之澤(現在の米原市杉沢カ)の郷士(土豪)とある。信濃守盛継は六角定頼の与力となり、定頼が細川晴元の援軍として摂津へ出陣した際に、定頼の命によって摂津に留まり、晴元に属したという。天文八年(一五三九)、細川晴元に対して三好利長(後の長慶)が挙兵した折、六角定頼の調停によって和睦が成立した。その後、『親後日記』の同年九月十三日条には、「江州進藤・長(永原、今度無事抜罷越芥川城可請取由候、人数八百計在之由候)」(3)とあり、六角氏配下の「進藤・長原」両氏が「人数八百人」を連れて芥川城を請取ったとある。この史料のみから判断するのは難しいが、この頃六角氏与力とされる樋口氏が摂津に土着した可能性がある。なお『由緒書』では、盛継が帯仕山(4)の城代となり、芥川城にて没したとする。

そして、盛継の子が「いぬ」、後の石見守である。石見守は、芥川城落城の際は若年で、永禄の末には、將軍義昭を襲撃した事件の際に信長方となり、以後は秀吉配下になったという。

この事件は、永禄十一年(二五六八)六条本国寺合戦を指すのであろう。『細川両家記』には、高槻城主の入江氏が、調略によって三好方に転じて本海道を塞いだため、義昭方の「池田衆・伊丹衆」が本道を通れなかったとある。ただ、「天の小曾部山」(安満の古曾部山カ)に陣取り、夜中より山城へ行き、西岡向日大明神に到着したとある(5)。樋口氏の拠点別所村と、安満・古曾部は隣村であり、樋口氏が池田・伊丹衆の進軍を手助けした可能性がある。『由緒書』の信憑性を高める記述として注目される。

秀吉に仕えた後、朝倉浅井氏との合戦においては龍ヶ鼻(6)の陣に出陣し、その後も歴戦して秀吉の近習となり、本知(別所村)を相続して諸大夫に列せられたとする。その後、山城国内にて一二〇石を増され、小田原攻めの際には、家康から盃を拝領したとされる。朝鮮出兵においては、名護屋城にて秀吉の御供をし、帰陣後に本知の隣の「天村」(安満村カ)にて七百石を増加されて、都合千石を領し、代官所五カ所を預けられたとある。

文禄四年（一五九五）には、秀吉御伽衆の一人である新庄直頼が高槻へ移封されている。さらに本史料の目録には、「御代官所御連上之わけ」として、新庄雑齋の書状が記されている。樋口氏の安満村での加増は、新庄氏の移封と密接に関わるのである。また、山崎八幡宮（離宮八幡宮）遷宮の奉行や、「播州海道・摂州筋道」（西国街道）の道割奉行を務めたとされる。

秀吉没後、石見守は病のため関ヶ原合戦には不参加だったが、家康方に付き、家康が帰陣の際に山崎（京都府大山崎町・大阪府島本町）から山科（京都市山科区）へ駆けつけたとある。その後慶長六年（一六〇二）四月に没するが、子甚七が幼少であったため、代官所と加増地を返上し、遺物として「樋口肩衝」を家康へ進上した上で、本知別所村は末代まで安堵してもらおうと嘆願した。その結果家康は、片桐且元と大久保長安へ樋口氏の本領安堵を命じたという。石見守の子甚七が成人した後、徳川秀忠の朱印状をもって、別所村を安堵されたといい、その後土井利勝の取次によって二条城にて秀忠への謁見もなかったという。

石見守の親類についても記述が見られる。石見守の弟彦三は、「荒木乱」（天正六年（一五七八）の荒木村重謀叛であろう）の際に太田川（安威川）で討死したといい、石見守の従弟・飛騨守は、朝鮮出兵において渡海し、慶長三年（一五九八）の帰陣の際に戦死したとある。

以上が『由緒書』の概要である。由緒書という史料の性格上、内容を鵜呑みにすることはできないが、特に石見守の事跡は詳細で、当時由緒書を作成するにあたって、後半の目録に記された史料等を参考にして事跡を書き留めたと考えられる。

二 『樋口家由緒書』の成立をめぐる

『由緒書』の成立は一七世紀後半と推測したが、その理由を述べたい。本市別所本町には、能因法師所縁の史蹟「花の井」がある。現在、石碑の文字を判読することは困難だが、天坊幸彦著『三島郡の史蹟と名勝』(7)で碑文を解析している。碑は、天和二年（一六八二）の孟夏（もうか・四月）に「樋口氏久兵衛藤知村」が建てたもので、知村は、初めて別所村に食邑（知行）を得た信濃守盛継から数えて五代目とある。石碑建立の理由は、能因法師を顕彰するのみならず、一族において初めて別所村を領有した盛継を顕彰し、別所村の領主が樋口家であることを村民に意識させる意図が窺える。

『由緒書』も先祖顕彰の一環として作成されたのではなからうか。

さて、本市安満の磐手杜神社が所蔵する「日の出」鉾にも樋口氏に関する銘文が見られる。天和三年（一六八三）年記の鉾には、「樋口信濃守盛継嫡子石見守／四代之孫樋口久左衛門尉藤継任再興之」とある。先述した花の井の碑文とほぼ同時期だが人名が異なる。その理由は不明である。また、明治二六年（一八九三）に作成された「日の出」鉾には、①慶長四年（一五九九）卯月「別所村之住人樋口石見守」による奉加銘と、②寛政十年（一七九九）卯月「石見守十代孫／樋口久左衛門藤原知辰／再興之」銘、③天保十三年（一八四二）四月「石見守十二代孫／樋口久左衛門藤知保／再興之」銘が入っている。明治二六年に鉾を再興する際、別所村の領主・樋口氏によって復興された鉾の銘文を纏めて刻んだと推測される。注目すべきは、天和三年銘の鉾を奉納した「継任」を除き、樋口氏が「知」の字を通字とする点である。花の井の碑を建立した人物も「知村」である。また、「藤原」を本姓とすることも分かる。

別所本町に樋口氏の菩提寺である時宗の寺院・寶泉寺がある。天神山丘陵東端に位置し、境内の奥に樋口氏歴代の墓がある。風化のため文字の解説が難しいが、「知」を通字とする名が多く見られた。前任職の三村氏によると、当寺は「地頭・樋口氏お抱えの菩提寺」で、本尊の阿弥陀如来像は江戸期の作という。

また、明治時代になって磐手杜神社に合祀された雲峯神社は、元々「蔵王権現」を祀る神社で、文禄・慶長の頃に樋口石見守によって社殿を再興されたという(8)。このように別所・安満地域には、樋口氏に関する資料・伝承が豊富である。今後も墓銘の解説や関連資料の収集に努めたい。

三 史料翻刻

一、乍恐私由緒、元来江州杵之澤 郷士ニ而、佐々木定ノ頼に与力仕、一とせ定頼細川晴元をすくい、摂州／表出陳陣筆者辻之刻、五代以前樋口信濃守盛継、定頼ノ之命に依て、摂州に留り属晴元、当国帯仕ノ山城代として一城をふまへ、同国入江左近将監ノ樋口同家之筋目を以、是又申合相並テノ武勇を励し、信濃守者終ニ芥川之城にてノ相果申候、信濃守手跡在判御座候、其子石見守ノ此節若年いぬと名を申、芥川没落之刻、ノ家来田村与七大夫と申者是を守立、永禄之ノ末 公

方義昭公凶徒打圍之節、御味方を申、其節信長公^江被召出、秀吉公^江御預被成、朝倉淺井合戦龍鼻之御陳其外毎^度所々之戰場御供を勤、御近習に仕へ^本知之相統を致、諸大夫^ニ被仰付候

一、石見守弟樋口彦三と申者、是者荒木乱之時^太田川にて討死仕候、石見守其童之敵ヲ突^崩し一人を討取、其馬に彦三家来田村与助と^申者を助乘罷帰候、惣而此節之働有之依テ、組頭池田氏よりかうかいを給り相伝へ所持仕候、又右之鞍鐙も御座候

一、石見守従弟樋口飛騨守と申者、高麗御陳に^{朝鮮}に軍旅シ、慶長三年引陳之刻、番船に^取合戦死仕候

一、石見守山城之内にて百式拾石御加増被下、其後^小田原御陳御供を相勤、於御陳場^權現様御盃頂戴于今其御盃戴罷在候、其節為持候持鍔と申是又所持仕候

一、高麗御陳^名護屋御供を勤、此時之遺状^一卷御座候、御帰陳之時、本知之隣村天村^ニ而、七百石余又御加増前後千石拝領仕、外に御^代官所五ヶ所御預ヶ被成、例年歳暮之献^上物うら付の御かた絹、蜜柑二品を差上、則此^御内書 御朱印御座候

一、山崎八幡遷宮之奉行、此わけ前田徳善院之状^御座候、并播州海道^撰州筋道割之奉行^被仰付、大閤御成被遊候

一、秀吉公御他界之後、石見守病氣つき、関ヶ原^御帰陳之刻、漸山科迄山崎より御迎^罷出、重^病之体^ニ而御礼申上候処、御懇之^御意共にて罷帰、終に病氣重り、無程翌年^慶長六年四月六十歳にて果て申時、悴甚七^幼少付而、御代官所并御加増之地共差上ヶ、樋口^肩衝遺物として^權現様^江献上仕、本知別所村者未々迄無相違^拜領仕候

様に奉願之旨申上、相果申候、此時^權現様被為加御不便、片桐市正殿^大久保十兵衛殿へ^被仰付、石見死去付而、主願之通本知無相違被^下之旨、被^仰出候、重而^御朱印成可被下との御文言にて^上意之^御奉書^御折紙頂戴仕、其後悴甚七成人仕、^台徳院様御朱印如前々全可領知之旨頂^戴仕、鷹之^八幡黒之草蒲皮奉献(虫損)、御白書院

台徳院様^江御目見仕候、且又^台徳院様御上洛之刻、御尋之上にて二条御城^にて右之二品を差上、土井大炊頭殿御取次を^以御礼申上候処、能石見守^ニ似たるとの^御意御座候由、右^台徳院様御目見之義

共、別而松平伊賀守殿^忠山も能御覺被仰聞候、于今数代之本知別^所村に居住仕難有奉存候、何分^ニも御奉公を^奉励度奉存候

一、權現様 上意之御奉書御折紙
一、台徳院様 御朱印
一、大猷院様 御奉書
一、太閤様 御朱印
一、權現様 御列座諸大名之目錄

秀吉公御筆之写、本書ハ丹羽左京殿^ニ御座候
一、小田原御陳御供之刻、御陳場^ニ而被下候^權現様御盃
一、例年石見守御歳暮之献上物二品之^御内書御朱印
一、前田徳善院状、八幡遷宮之わけ

一、秀次公 御奉書
一、御代官所御運上之わけ 新庄雜齋之状
一、同御勘定目錄
一、織田有樂御状
一、樋口信濃守手跡在判
一、高麗御陳御供石見守遺状一卷
一、池田よりかうかい
一、石見守持鍔
一、長刀
一、具足櫃
一、鞍 鐙

此外申伝候物も御座候得共、石見守死期実子^甚七幼稚^ニ付而、過半散失申候由、未少ツ、の物^者御座候得共、書上ヶ可申物^ニも無御座候故省^略仕候、已上

五代已前
樋口信濃守盛継
曾祖父 石見守
祖父 甚七後久左衛門
亡父 半四郎
樋口久左衛門

おわりに

本稿では、別所・安満地域に伝承や旧跡を残す樋口氏について概観した。最後に、一次史料に見られる樋口氏の動向を捉え、今後の展望を示したい。

天正八年(一五八〇)前後に高山右近が、高槻・東天川地域にて実施した指出検地の帳面である天川水帳には、「分付主」として樋口分・樋口方・別所樋口分といった記述が見られる。天正初年の段階で、別所村を本拠とし、野田・東天川地域にも影響力を持つ領主・樋口氏が存在したことは間違いない。『高槻市史』でも指摘するように、高山氏は、複雑な土地所有の元で権益を有する土豪・寺院・有力農民らと争うことをさげ、既得権益を認める方針であった(9)。つまり樋口氏は、天正初年の高山氏領内に存在し、高山氏から既得権益を認められた領主であったと考えられる。また、元和三年(一六一七)『撰津一国高御改帳』(10)には、「樋口石見知行」として、別所村の百三十四石一斗が記されている。天正初年から江戸期に入っても変わらず樋口石見守が別所村を領有していたことが分かる。しかし、いつ頃から樋口氏が別所村を領有したのかは判然としない。ただ、六角氏の家臣が天文八年に芥川城を請け取っており、それ以降と考えられる。

ところで、『由緒書』に登場した石見守は、大鼓の名手として脚光を浴び、豊臣秀吉の御伽衆の一人となった「樋口(ひのくち)石見守」と同一人物の可能性がある。『兼見卿記』によると、天正十三年七月の秀吉関白宣下後、石見守は、紫宸殿において行われた能で「三輪」の大鼓を演じ、「柴(紫)之シラメ」(紫色の大鼓の調糸)を授かっている(11)。『天正記』には、「樋口の石見守大鼓名あり、尤も其曲を尽くし、皆人感じて、忝くも叡覧あり、ゆるしみちの調べを下し給ふ、誠に末代の眉目也」(12)とある。ただ、『兼見卿記』では石見守を「山崎地下人也」とする。山崎では、鎌倉・室町時代以来、八幡宮に仕える神人が油座を結成し、荏胡麻油の独占販売権を有した。戦国期には自治組織である大山崎惣中が成立している。『由緒書』は、関ヶ原合戦後、家康の出迎えのために「漸山科迄山崎より御迎」に参上したと記述する。樋口氏と山崎との関係も一つの問題である。

次に樋口石見守と「茶」について述べたい。津田宗及の『宗及他会記』天正十一年二月四日条(13)には、道薫荒木村重(邸にて、茶の湯と噺子)はやしが行われ、小鼓方の観世宗摺と樋口石見が参加したとある。同十二年十月十五日条には、秀吉の屋敷において茶会が開かれ、千宗易や高山右近

とともに、樋口石見が列席している。秀吉の茶会に招かれるほど、能だけでなく茶にも精通していたといえよう。

『由緒書』には、家康への献上品として「樋口肩衝」という茶器が登場した。『徳川実紀』によると、慶長十五年(一六一〇)に伊達政宗が、駿府の家康に対面した際、樋口肩衝を家康より授与されたという。この茶入は「山の井」ともいい、元は「摂州の士樋口石見知秀」が家康へ献上したものだという。その後、寛永十三年(一六三六)に政宗の子・忠宗が家光へ献上し、同十七年に再び伊達家へ与えられ、以後伊達家の重宝になったという。なお、現在は静嘉堂文庫美術館が所蔵する。さて、樋口肩衝を献上した石見守が、「知秀」という「知」を通字とすることからも、別所村を本拠とした石見守と同一人物として判断して良いのではないだろうか。ただ、織豊期を生き延びた樋口石見守と、別所村・樋口家との接点は未だ確定できず、今後の課題としたい。

【注】

- (1) 『高槻市史』第二巻(一九八四年、四六〜四八頁)。
- (2) 深井雅海・藤久美子 編『江戸幕府大名武鑑編年集成』(第一巻、東洋書林)。
- (3) 村井祐樹「附編 戦国時代佐々木六角氏関係記録資料集(稿)」(『戦国大名佐々木六角氏の基礎研究』、思文閣出版、二〇一二年、四〇九頁)。
- (4) 帯仕山は、芥川城のある城山の南東に位置し、天文二年(一五五三)に三好長慶が芥川城を攻撃する際に陣取った(『細川両家記』)。
- (5) 『高槻市史』第三巻 史料編一(一九七三年、三八九〜三九〇頁)。
- (6) 龍ヶ鼻は、元亀元年(一五七〇)六月の浅井氏攻めにおいて、信長が横山城攻撃の際に陣所を置いた場所。家康も同所に陣取った(『信長公記』)。
- (7) 天坊幸彦「三島郡の史蹟と名勝」(一九六一年、一五三〜一五四頁)。
- (8) 注(7)三五頁。
- (9) 『高槻市史』第四巻(一) (一九七四年、三〜四頁)。
- (10) 地域研究史料館「史料紹介 天正拾九年撰津一国高御改帳」(『地域史研究』第八巻、第三号、一九七九年)。
- (11) 『兼見卿記』天正十三年七月十三日条(『史料纂集 古記録編』六六頁)。
- (12) 「古活字版『天正記』第五の改訂文と註解」(『龍谷日本史研究』三七、二〇一四年)。
- (13) 『宗及他会記』(『茶道古典全集 第七巻』、三八五頁)。

発行日 二〇一四年十月四日 編集・発行 高槻市立しるあ歴史館

◆ホームページ・高槻市ホームページ「インターネット歴史館」内で掲載

http://www.city.takatsuki.osaka.jp/rekishu_kanko/rekishu/rekishikan/chosa/shiroato/1349413072690.html